

文化審議会 著作権分科会 基本政策小委員会

放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関するワーキングチーム 提出資料

放送番組の同時配信等に係る 権利処理の円滑化に関する意見

2020年9月18日

一般社団法人日本レコード協会
常務理事 高杉 健二

1. 放送番組の同時配信等に係る権利処理について (当協会意見の概要)

放送番組のインターネット送信について、当協会は、2006年にレコード送信可能化権の集中管理を開始し、その枠組みの下、NHK・民放等の放送番組の配信は安定的に実施されている。

当協会は、従来より放送事業者のビジネスモデルに応じて包括許諾の契約条件を柔軟に調整し、レコードの利用円滑化を図ってきた。放送番組の同時配信等(同時配信・追っかけ配信・見逃し配信)に関しても、法改正の必要性は乏しく、引き続き、集中管理を促進して包括許諾契約の活用を進めていくことが権利者・利用者双方の利益に資するものと考えます。

また、著作権法上、同時配信等を放送と同等に扱うこと(権利制限規定や許諾推定規定の創設等)については特に慎重な検討が必要であり、当事者間の契約実務や既存のライセンス市場に悪影響を与えることのないよう十分な配慮が必要である。

2. レコード利用に関する放送事業者との契約実態

放送番組に係るレコードの権利処理は、放送のほか、オンデマンド配信・同時配信を含めて日本レコード協会が一括して集中管理を行っている。

◎下表中、「包括契約」は二次使用料額と包括的利用許諾を一体的に取り決めた契約、「包括許諾契約」は包括的利用許諾のみ取り扱う契約をいう。

		放送 ※1	無料ストリーミング配信	
			オンデマンド配信 (追っかけ・見逃し・アーカイブ)	同時配信
法律	権利	二次使用料請求権 ※2	送信可能化権 ※3	
	使用料	協議	使用料規程 (著作権等管理事業法13条に基づく文化庁長官への届出)	
運用			第3節 (レコードを録音した 放送番組等の送信可能化) 第4節 (レコード実演を録音した 放送番組等の送信可能化) ※4	第3節 (レコードを録音した 放送番組等の送信可能化)
	NHK	包括契約 ※5		
	民放テレビ	包括契約 ※6	包括許諾契約	

※1 国内外の放送事業者への番組提供、番組コンクール等への出品、番組のPR・宣伝活動への利用等、著作権法44条(同法102条1項による準用)を超える放送関連業務でのレコード複製(放送用複製)についても、二次使用料額の取決と一体で包括許諾

※2 日本レコード協会のみが請求可能(著作権法97条3項に基づく文化庁長官の指定団体)、放送用複製については著作権等管理事業者として管理

※3 日本レコード協会が著作権等管理事業者として管理

※4 放送番組のオンデマンド配信(追っかけ・見逃し・アーカイブ)におけるレコード実演の利用については、日本レコード協会がレコードの利用と併せて一体的に許諾を出しており、使用料規程第4節「レコード実演を録音した放送番組等の送信可能化」にて規定化

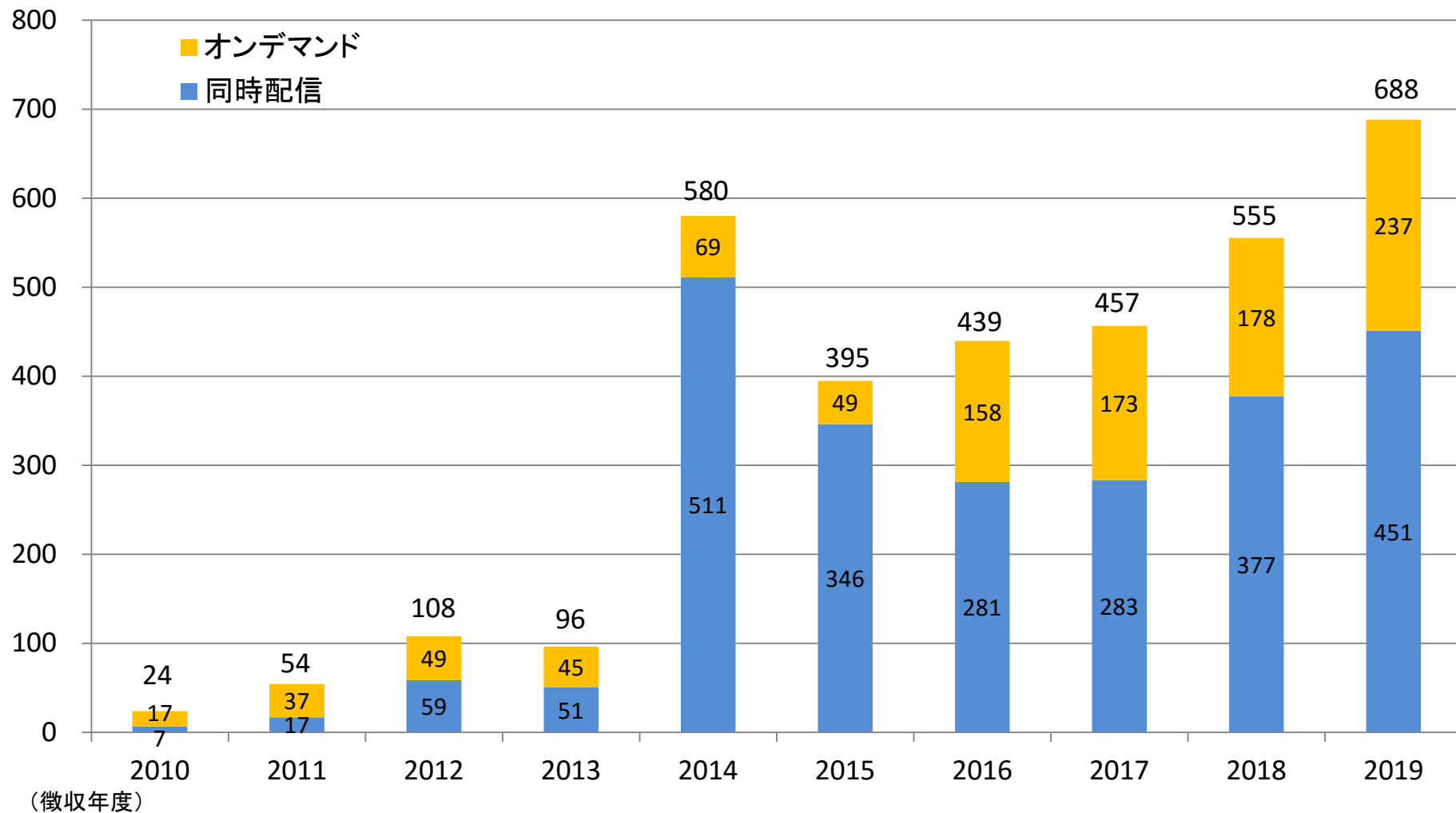
※5 専ら受信料収入を財源として行われる無償の放送番組配信を包括許諾

※6 放送番組本編の他、放送番組の一部・ダイジェスト・スピンオフ、放送前の先行配信も包括許諾

3. 放送番組ネット配信に係るレコード送信可能化使用料の徴収実績推移

＜徴収年度ベース、レコード製作者分の税込額＞

(単位:百万円)



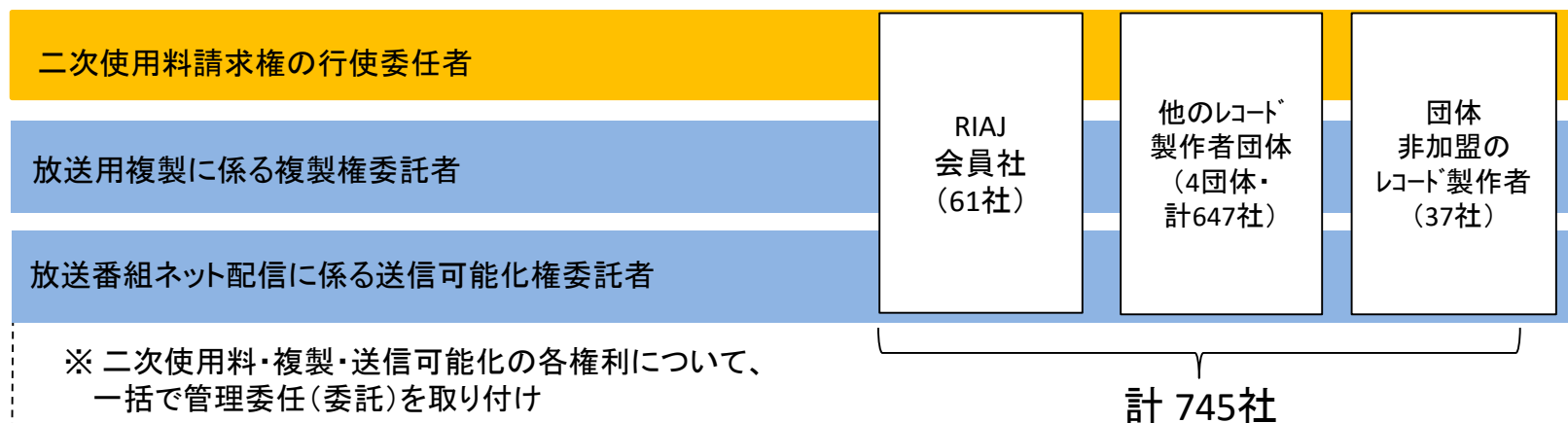
4. レコードの管理受託状況

・当協会に権利管理を委託するレコード製作者の数は745社であり、その全てが、放送二次使用料請求権の行使委任とあわせて、「放送用複製に係る複製権」と「放送番組ネット配信に係る送信可能化権」の管理を当協会に委託

・当協会の管理割合は90%以上と推定

(情報通信審議会 情報通信政策部会 放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について 最終報告書」(2018年8月2日)42頁 [NHK調査結果])

当協会の権利管理受託状況



NHK調査結果

(2015年10月～2016年3月における総合・教育テレビの商業用レコード報告件数 約95,000件の内訳)



■レコード協会が管理していると確認されたもの ■レコード協会による管理の該否が確認できていないもの ■レコード協会が管理を行ってないと確認されたもの(輸入盤を含む)

5. 著作権法上の個別課題に関する 当協会の基本的な考え方

- ・放送事業者から寄せられている要望は、『視聴環境の多様化やグローバル化に対応したインターネット配信の強化を目的』とするものだが、「放送」と「同時配信等」では、視聴可能エリアや視聴可能者数が異なり、権利者に与える影響も相違する。
- ・追っかけ配信及び見逃し配信はオンデマンド性を有する点で、放送事業者自ら又は他者が提供する有料動画配信サービスと競合するものであり、同時配信とは明確に区別すべきである。また、レコードのオンデマンド配信については、WIPO実演・レコード条約14条において許諾権保護が義務付けられていることから、権利制限は慎重を期す必要がある。
- ・放送番組の同時再送信については、『地上デジタル放送の難視聴地域における伝送路としてIPマルチキャスト放送を活用することを目的』に2006年著作権法改正が行われたが、今般の要望は、目的・必要性の点で大きく異なり、2006年改正法とのバランスを考慮する必要がある。
- ・放送番組配信に係るレコードの利用円滑化は集中管理の実現により達成されている中、仮に、当協会に権利管理を委託していない権利者(非委託者)の存在を理由に制度的対応を講じる場合であっても、既存のライセンス市場に影響しないように配慮するとともに、非委託者が通常の使用料相当額を確保できるよう措置すべきである(尚、同時配信等を放送と同等に扱うとの趣旨が追加支払い不要ということであれば法改正に反対である)。

6. 著作権法上の個別課題に関する当協会意見

項目	意見と理由
非委託者について 制度的対応を講じる場合の 対象とする「放送」の範囲	<p>「基幹放送事業者(放送法2条23号)が行う無料テレビ放送」の同時配信に限定すべきである。</p> <p>【理由】 IPマルチキャスト放送に係る2006年の改正著作権法は、放送対象地域向けに行われる基幹放送(放送法2条2号)の同時再送信に限り、レコード製作者の送信可能化権を補償金請求権に切り下げたものであるところ、今般の制度的対応において、放送対象地域との同一性要件を求めないとするならば、対象となる「放送」の範囲を必要最低限に留める必要があり、具体的には、今般の検討要望が寄せられている「基幹放送事業者が行う無料テレビ放送」に限定すべきである。</p> <p>(※ラジオ放送の同時配信に関する係争事例は別紙のとおり)</p>
著作権法上の個別課題 ① 放送のみ許される 権利制限規定等の 同時配信等への適用	<p>放送事業者等による一時的固定に係る著作権法44条(102条で著作隣接権に準用)の権利制限規定の見直しは不要と考える。</p> <p>【理由】 同条の適用範囲を超えるレコードの複製利用について、当協会は複製権集中管理を行っており、各放送事業者との間で、二次使用料額と一体で包括的に利用許諾を行っている。非委託者からのクレームについては、レコード協会と放送事業者が協力して解決に当たることで対応可能であり、現に、NHK・民放連との間でそうした取決めを行っている。</p>

② 非委託者
対応

非委託者について補償金請求権付きの権利制限規定を整備する場合であっても、非委託者が通常の使用料相当額を同時配信を行う者から確保できるよう措置すべきある。被委託者を集中管理に誘導する観点から指定団体制度導入は必要ないと考える。

【理由】

二次使用料請求権は文化庁長官の指定団体を通じてのみ行使できることが法定されており、この指定団体制度を軸に、当協会は、放送番組配信に係る送信可能化権の委託取付けを行っている。IPマルチキャスト放送に係る2006年著作権法改正でも補償金の指定(管理)団体制度が導入されていない中、今般検討されている補償金請求権についてのみ指定(管理)団体制を導入する必要性は乏しいが、権利保護の観点から、非委託者が補償金として通常の使用料相当額を確保できるよう、明文で規定することが必要と考える。

なお、仮に、非委託者から放送事業者に対し、番組配信に関するクレームが入った場合についても、当協会は、NHK及び民放連との間で、両者が協力して問題解決にあたる旨を契約しており、同時配信についても、当該契約の対象に含めることは可能である。

③ 裁定制度

著作物の放送に係る68条の規定を同時配信等に拡張し、これをレコードに準用する必要性は乏しいと考えるが、申請手続の簡素化など、必要な改善策を講じることには賛成である。

【理由】

権利者不明著作物に係る67条の規定(103条で著作隣接権に準用)について、レコードの裁定実績は、著作隣接権に裁定制度が拡張された2010年以降、1件のみである。68条に関しては著作権分野でも利用実績がない。

7. 著作権法上の課題以外への対応

(1) レコード会社専属アーティストの解放手続

- レコード会社の専属アーティストが出演する放送番組をネット配信する際にレコード会社からの専属解放を要する場合の取扱いについては、2010年3月、知的財産戦略本部の主導により設置された関係者間会合（「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」）において、NHK・民放連・レコード協会が参加の上でガイドラインを策定済み
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/eizou_contents/)
- 上記ガイドライン（「レコード会社と専属契約を締結している実演家が出演する放送番組のネット配信ガイドライン」）では、以下の取決めが行われており、同時配信にも拡張適用することが可能

（窓口一元化及び料金の算定方法）

社団法人日本レコード協会は、放送番組の見逃しサービスのネット配信に関し、放送局からあらかじめ包括的な情報提供があることを前提に、専属契約に関する手続きを一括して受け付ける窓口となるように努め、放送番組のネット配信の円滑な体制作りに協力する。

(2) 権利処理の作業負荷軽減

① 放送の契約と一体になった包括契約の促進

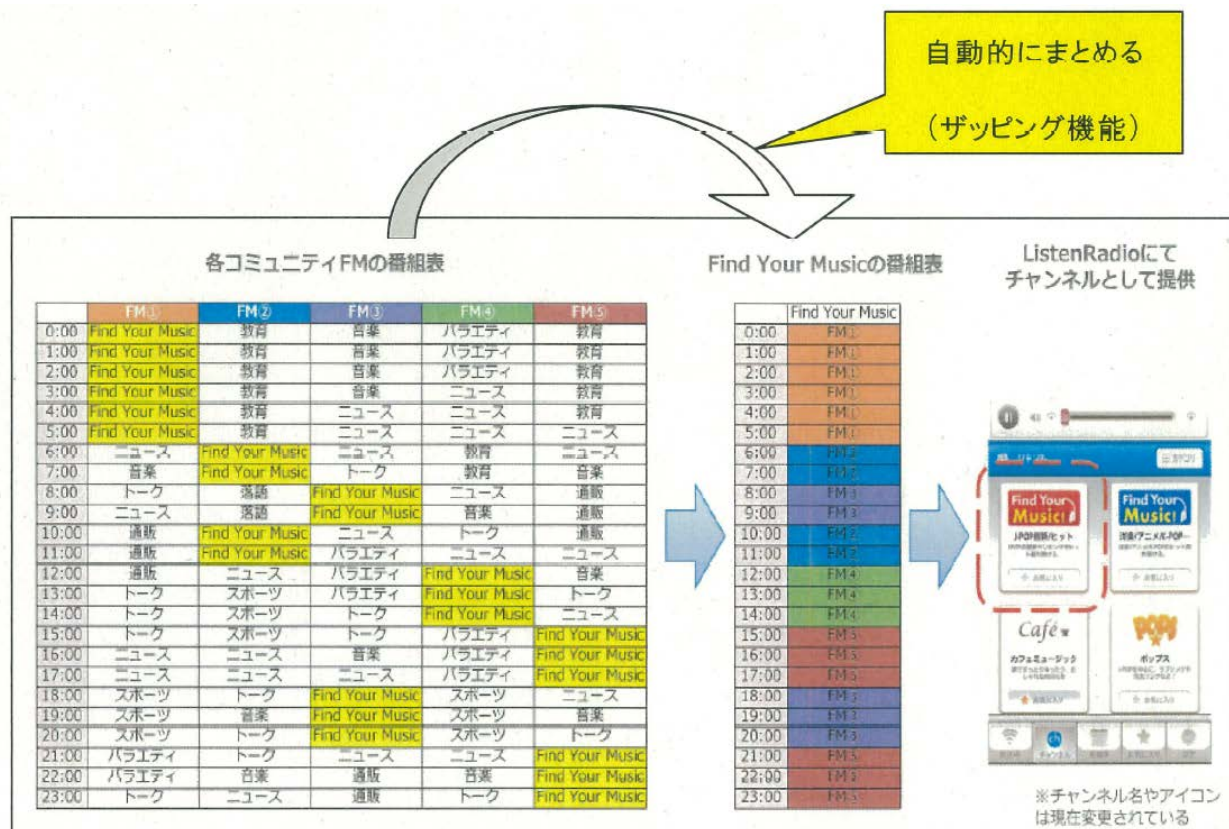
- NHKについては、受信料収入を財源として行われる放送番組配信（同時配信及び放送後1週間以内の見逃し配信）と二次使用料額の取決めを一体で行っており、民放テレビについても、放送と一体の契約を促進することで権利処理の負荷軽減は可能（民放テレビ局は同時配信を実施を決定しておらず現在は要望として寄せられていない）。放送との一体契約によりローカル局における作業負荷も軽減されるものとする。
- 放送番組の同時配信等に関する非委託者からのクレームについては、放送用複製と同様、当協会と放送事業者が協力して解決に当たることに対応可能（※NHKとの2018-2020年度契約にて上記対応を取決め済みであるほか、ローカル局を含む各民放テレビ放送事業者との間でも、2019-2022年度契約にて、放送終了後1カ月以内の無料オンデマンド配信について同様の対応を契約済み）

② 権利情報を正確に把握できる環境の整備

- 文化庁委託事業「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」を通じ、音楽権利情報データベースにおけるレコード委任状況の可視化を実施
- 通算3期目となる2019年度実証事業では、CD商品 約51万件/624万曲、配信音源 約293万曲の情報をデータベース公開

別紙 リスラジ事件(知財高判 平成28年12月12日[原審:東京地判 平成28年6月8日])

- ・コミュニティ放送を行うラジオ局(市町村単位を放送エリアとする基幹放送事業者)のうち、計27局が当協会から同時配信の許諾を得た上でスマートフォン・PC向け無料配信サービス「Listen Radio」にて同時配信を開始したが、同サービスの「おすすめ番組まとめ」チャンネルにおいて、各音楽番組を24時間連続でつなぎ合わせた音楽番組専門配信を提供



- ・契約違反を理由に各局との許諾契約の更新を拒絶した当協会に対し、放送局側が契約上の地位確認を求めて提訴したが、裁判所は、当該更新拒絶は著作権等管理事業法16条にいう正当な理由のない利用許諾拒否には当たらないとして放送局側の請求を棄却